

千葉市政担当記者 様

平成29年6月28日
都市局建築部建築指導課
建築相談室
電話 245-5836
内線 6661

**7月3日から建築関連総合窓口をモデル的に開設します
～試験的にワンストップサービスを提供して、サービス内容を検証～**

千葉市では、用途地域や建築制限、道路の状況など建築物を建てる際に必要な情報を提供する窓口サービスの向上のため、複数の窓口で行っていた業務をワンストップで提供する、建築関連総合窓口を試行的に開設しますので、お知らせします。

1 趣旨・目的

市役所で提供する、関係課が複数にまたがる複雑な建築関係業務に関して、何をどのように調べたらよいか解らない来庁者にとって総合的に相談できる窓口として、来庁者が必要とされている情報の提供や諸証明の発行などを一括して行うことで、複数の窓口を移動する手間を省き、滞在時間の短縮を目指します。

2 総合窓口で提供するサービス内容

項目	現在	7月3日以降（試行）
関係課への相談順路案内	—	建築関連総合窓口
都市計画に関する情報提供 （各種資料配布）	都市計画課	
宅地開発に関する情報提供 （各種資料配布）	宅地課	
建築に関する情報提供 （各種資料配布）	建築指導課 建築審査課	
建築に関する資料の閲覧・諸 証明の発行	建築指導課 建築審査課	

3 開設日

平成29年7月3日（月） ※試行は平成30年3月31日までを予定

4 今後の予定

今回の試行を通して、効果の検証や課題の抽出など、総合窓口として適切な規模やサービス内容を検討し、平成30年度の本実施に向けた体制の整備を進めます。

5 その他

試行期間中においても、総合窓口業務に関連する都市計画課、宅地課、建築審査課、建築指導課の4課では、従来どおりのサービスを提供します。

【 配置図 】

